

岩手県告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成25年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
末永医院	一関市千厩町千厩字北方152番地7	平成24年11月20日
ハーブ薬局	上閉伊郡大槌町新町305番11号	平成24年12月2日
紫波調剤薬局	紫波郡紫波町桜町字下川原4番地14	平成24年12月9日